

土木森林環境委員会会議録

日時 令和2年3月9日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時25分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 宮本 秀憲
副委員長 市川 正末
委員 望月 勝 白壁 賢一 大柴 邦彦 遠藤 浩
土橋 亨 藤本 好彦 鷹野 一雄

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 丹澤 彦一
県土整備部理事（次長事務取扱） 大儀 健一
県土整備部理事 雨宮 一彦
県土整備部技監 清水 敬一郎 県土整備部技監 鶴田 仁
総括技術審査監 渡井 攻
県土整備総務課長 入倉 博文 景観づくり推進室長 深澤 修一
建設業対策室長 小俣 謙 用地課長 風間 浩
技術管理課長 有泉 修 道路整備課長 飯野 照久
高速道路推進課長 秋山 久 道路管理課長 山本 修
治水課長 清水 宏 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 村松 恵 住宅対策室長 大澤 光彦
営繕課長 久保寺 淳

議題

（付託案件）

- 第21号 山梨県県道の構造基準等を定める条例中改正の件
- 第22号 山梨県流域下水道の設置に関する条例改正の件
- 第45号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

- 第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第41号 令和2年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時00分から午後2時25分まで県土整備部関係（途中、午前11時58分から午後1時30分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(やまなし土木施設環境ボランティア推進事業費について)

藤本委員 県土の4ページのやまなし土木施設環境ボランティア推進事業費について伺います。

私はこの事業をととても大事だと思っていまして、県民の皆さんもサービスの受益者であると同時に、サービスの供給者としての役割が求められると思うんです。それで、この事業を少しずつ前進していくことで、県民みずからも県が管理している道路、河川、公園などのインフラ、施設のサービスに対する役割など、より責任を意識することにつながると思うんです。これがもっと進むことによって、自分のものであって、地域のものであるという気づきや、また、思いが強まるのが期待されますが、この推進事業は、具体的にどんな事業なのか。また、ここには県が管理する道路、河川、公園とありますが、どのような団体がどのような活動を展開しているのか、活動の実態についてお聞かせください。

入倉県土整備総務課長 最初に、どのような事業かということですがけれども、県が管理いたします河川、道路、また公園に、ボランティア団体などが清掃や花植えなどをする場合の種子や必要な資材の提供を支援する事業であります。おおむね5人以上の団体を対象といたしまして、対象の規模がおおむね延長100メートル、または面積200平米以上で、県とそのボランティア団体、また市町村で合意書を締結し、年1回の活動報告を義務づけているものでございます。

現在の活動状況でございますけれども、平成30年度の実績でございますけれども、活動団体が81団体、延べの活動人数が約1万3,500名程度で、参加団体といたしましては、自治会や子どもクラブ、老人クラブ、商店街、地元住民などでございまして、清掃や除草、花の植栽や水やり、ごみ拾いなどを行っております。

藤本委員 活動の実態と、こういったところで行われているかということがわかったんですけど、今、課長が言われたような団体の状況、また、その推移は、かつてと比べて、今、事業が開始してからこういった状況にあるのか。また、取り組みの実態について、いろいろな大小さまざまなクラブですとか、そういった活動をしている団体があると思うんですけど、それについてお伺いします。

入倉県土整備総務課長 団体の推移でございますけれども、この事業は平成15年に発足いたしました。発足当時は15団体で始まり、徐々にふえまして、現在登録している団体でございますけれども、平成30年度末で103団体、登録人数が5,500名弱となっております。

団体については、先ほど申し上げたような5名以上の団体で、自治会等が活動しており、活動場所といたしましては、道路が約7割で、その他河川、公園が4割程度という状況で推移しておるところでございます。

藤本委員

どういう状況かわかってきたんですけど、さまざまな団体がおられると思うんですね。例えば基礎自治体もそうですし、ボランティア団体やボランティアセンターとのつながりなどを深めていくことによって、所管は違うと思うんですけど、今後そういった県土整備部以外の諸団体とどのように連携を図っていくのか、お伺いします。

入倉県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、大切な事業だと思っております。募集につきましては、県のホームページや県の広報誌などで募集したり、市町村や出先の建設事務所等にチラシを置いて募集をしております。

また、市町村との協定によりまして、ボランティア活動によって生じたごみなどは市町村で処理をしてもらっております。

また、県のボランティアセンターのボランティアボードなどに掲載してもらい、県内のボランティア団体に制度の周知、参加を呼びかけているところがございます。

藤本委員

制度等をホームページですとか、それ以外の手段で呼びかけをさせていただいているということですが、ぜひそういったことが県民によりつながるように、取り組みを強めていただきたいと思います。

本事業において、県が管理しているインフラや施設の対象が、先ほど言われたように、結構大規模な基準といいますか、要件が物すごく大きいと思うんですけど、この条件の緩和などを今後検討していただくことは可能でしょうか。お聞かせください。

入倉県土整備総務課長 多くの方に参加してもらおうということからも、今後の活動状況などを十分よく見まして、対象について、当初100メートルもしくは200平米という基準を導入した経緯も踏まえ、柔軟な対応の検討の可能性があるかどうか、研究していきたいと考えております。

藤本委員

ぜひ、この事業は予算規模がそれほど多くはないんですけど、幅広い世代による施設とかインフラの利用がもっと進むことでコミュニティーの形成がなされて、県民にサービスの供給者としての自覚がもっと高まると思います。引き続き、ぜひ、県の大胆な取り組みを期待します。

(建設業法施行事務費について)

市川副委員長 7ページをお願いします。建設業法施行事務費とありますが、これは委託をしているのですか。

小俣建設業対策室長 この事業につきましては委託ではなく、当室で実施しております。

市川副委員長 建設業対策室で実施しているのはわかりましたけど、室の職員が事務に全て当たっているということですね。

小俣建設業対策室長 建設業の許可、経営事項審査につきましては、建設業対策室の職員が窓口、または検査会場で実施しております。

(官民連携空き家活用促進事業費補助金について)

鷹野委員 県土59ページの官民連携空き家活用促進事業費補助金ということで500万円。もう少し詳しくお話しいただければと思うんですけど。

大澤住宅対策室長 今、空き家対策を市町村が主体となっているいろいろな取り組んでおりますが、県で一步踏み出すという形でやらせていただく事業になります。

空き家対策を展開するときに、市町村ごとにさまざまな空き家の業者が相談に行くということがあるんですが、それだと市町村ごとに対応するのがとても大変なので、県が一括で窓口となりまして、空き家の業者との間で相談窓口をつくって、空き家の業者から相談が来ましたら、そこへいろいろな県の情報を流すというシステムをまずつくります。

その中で、マッチングということで、事業者が事業を展開していくときに、こういった空き家が欲しいとなった場合、市町村が空き家情報を持っていますので、県において、市町村や民間の宅建業者といったところから空き家の情報などをもらいまして、説明会などを実施し、業者に空き家の情報を提供することです。そこで空き家の情報とマッチングして、今度は空き家を提供することになった空き家の所有者が行う改修工事に対しまして助成を行う、こういったスキームとなってございます。

鷹野委員 説明の中に、空き家の商業利用という、限定したような書き方があるんですけど、これはどういうことですか。

大澤住宅対策室長 今まで、空き家の活用は、住宅として空き家になったものをまた住宅に転用するというものがメインだったんですが、最近の全国の傾向などを見ますと、空き家を商業的なものとして、例えば民泊や古民家ホテルなど、そういった利用もございます。そういった住宅以外の商業施設として利用するものということで、これは単なる商業施設ということではなくて、あくまでも地域の活性化や問題解決などといったことに資することを前提に、商業的なもの、住宅以外のものに使うものに対して助成したいということでございます。

鷹野委員 商業とか、使用用途が地域によって決まっているので、やたらに住宅を商業系にするとか、意味がちょっとよくわからないんですけど、その辺を御説明いただけますか。

大澤住宅対策室長 具体例で申し上げますと、例えば、宿泊施設が不足している地域などで、民泊やゲストハウスなど、そういうものに活用される。また、高齢化が著しい地域ではデイサービスといった用途に使っていくということで、あくまでも、住宅以外のものに転用しながら、今ある空き家を資源として活用していきたいということでございます。

鷹野委員 住居になっているものを商業に利用するということでありますけど、逆にそれができる地域が限定されるということでしょうか。

大澤住宅対策室長 県内全域に展開していくことを想定しておりまして、一つの固まった地域ではなくて、いろいろなところにある空き家を活用しながら、県内全域でそういったビジネスを展開していただきたいというのが趣旨でございます。

白壁委員 そうじゃなくて、用途地域の中で住専などの場合に商業をできないところがある。そういうところはどうするのかと聞いている。

大澤住宅対策室長 建築基準法の用途地域などで、当然、建物の用途が規制されているところがございます。それは当然、現行法に適合しないような用途には転用できませんので、そういうことは認められないということになります。

鷹野委員 そうなると、各市町村が持っている空き家情報ということでありますけど、具体的にその情報とする部分は、今、何市町村で何件ぐらい、情報としてあるんでしょうか。

大澤住宅対策室長 空き家情報につきましては、各市町村で情報を持っておりまして、今のところ各市町村が空き家としてつかんでいるのは、実質とすれば1万3,000件でございますが、それを活用したいという情報は、各市町村が所管しております。

鷹野委員 私の理解ですと、各市町村の情報をコーディネートというか、一元に管理して対策を練っていくというイメージだと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

大澤住宅対策室長 民間の事業者が、例えば、山梨県内のどこかで空き家を見つけたいといったとき、まず県がその相談の窓口となります。

県に相談に来ていただきまして、そこで、県では、どういう事業ですかということのを伺いながら、それが県内で展開していくような事業であれば、その事業者に対して、市町村や不動産業者からの空き家の情報を提供するといったことをいたします。

空き家の情報を提供したところで、空き家の所有者とうまく事業が合致しましたならば、そこで説明会をするとともに、その改修費に対して助成をするというスキームになります。

鷹野委員 予算上500万円という金額があるんですけど、既に助成する対象がある程度決まっているのでしょうか。

大澤住宅対策室長 4月から実施を予定してございまして、まだ決まってございません。年度明けてから御審議いただいた上でやっていくということになります。補助率は3分の2を考えておりまして、これは国が3分の1、県が3分の1、所有者が3分の1ということでございまして、補助限度額は250万円ということで、今のところ考えてございます。

鷹野委員 今の話だと、250万円ということで、2件分という予算ですか。

大澤住宅対策室長 委員のおっしゃるとおり、予算上、お願いしているものは2件分でございます。

鷹野委員 各市町村から問い合わせが県にあった場合に相談しながら、活用に当たって改修ということで、2件ということではありますが、この辺の公平性は保たれるのでしょうか。

大澤住宅対策室長 御相談に来ていただいた民間事業者の方に対してまして、その事業がちゃんとこの地域の活性化などを含めまして、補助金の対象になるかということにつきましては、県と市町村で連絡会議を設けており、その場でどういう基準かということをしっかりつくりまして、ちゃんとした事業ということを認定という形でとりまして、その上で、そこへ空き家を提供したいという方がいらっしゃいましたならば、そこで所有者の方に補助をするというスキームで、それにより事業の公平性は担保できると思っています。

鷹野委員 今からその基準をつくるということですか。

大澤住宅対策室長 どういう事業を認定するかにつきましては、市町村とこれから協議する予定であり、それはすぐに行いたいと思っています。

鷹野委員 今からつくるということですね。

大澤住宅対策室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

鷹野委員 わかりました。いずれにしても、空き家対策は非常に重要だと、私も理解しておりますので、そのことをしっかり、公平性を保ちながら補助して、2件ということでございますけれども、これがふえるように期待しております。

白壁委員 2件とは、マックスで250万円だけど、物によっては100万円もある。これは国補事業で決められたものだから、向こうから来るのはこれだけだから、それに乗って県費が出てくる。ということは、500万円の予算の中で按分というときもあるから、件数は2件とは限らないでしょう。

大澤住宅対策室長 委員のおっしゃるとおりでございます。マックスでやった場合にそうなりますが、改修費用によりまして、それはまちまちですので、改修費用がもし低額であれば、それなりの金額ということで、マックス500万円の範囲で補助を行っていくということでございます。

(産学官連携建設産業振興事業費について)

白壁委員 7ページの産学官連携建設産業振興事業費で、これは新規事業だけど、過去にもインターンシップとか、こういうことをいろいろやってきたんだけど、何か今回は新しいものが出ているのか。

今までもインターンシップだとかあったと思う。今までは産学官と言わな

かったが、今回、産学官という新しい言い方。何か新しいことを考えているのかな。

小俣建設業対策室長 委員御指摘のとおり、建設業対策費等で、これまでも高校生を対象にいたしましたインターンシップ等の事業を実施してきたところであり、それについては、土木や建設課程で学ぶ高校生を対象に、就職に生かすというところを重点的にやってきたところでもあります。

しかしながら、少子化のため、建設課程の学生だけではなかなか建設業への就職者が多くふえない状況があります。そういった面も含めまして、就職先として今後考えていただく中学生ですとか、その親御さんについても、建設業についての魅力等を十分認識していただく中で、就職先の一つとして選んでいただけるよう、事業の対象をそちらのほうまで拡大したいと考えております。

また、高校を卒業して働いている方につきましても、入職してから1年、長くても3年以内に約半数の方が離職しているという情報があります。これではいつまでもたっても若年者、若い方の労働力を確保できないため、入職1年から2年目程度の対象者に対しても新たな事業を実施する必要があります。

このため、産業界、行政、教育機関が連携して取り組みたいということで、新規事業として組み立てをしているところでございます。

白壁委員

委員会の県外調査で秋田県に行ったとき、秋田県はもうその辺は先行していた。親もそうだし、そういった離職者もそうだし、もちろんインターンシップもそうなっている。山梨もこれから頑張ってもらいたい。

今、何しろ建設産業は斜陽だと言われながら、ピークの50%以下の四十数%まで落ちてしまった。建設業は重要なところであって、何か災害のときには、我々がやろうと思ってもなかなかできないものを、いろいろな協力をしてくれる建設業の人たちがいることによって、我々の安心安全が保たれる。

でも、その中で若手の社員がいないということで、こういう人たちの確保ということだろうけど、親に対する教育と、インターンシップの高校生に対する教育と、離職者に対する教育ということは、説明の仕方が違うと思う。一緒くたに全部やったら、これはちょっと迷うのではないかと思う。その辺はどうでしょう。

小俣建設業対策室長 この事業につきましては、今、委員御指摘のとおり、それぞれの対象者に合った対策を考えておまして、事業を展開したいと考えております。

まず建設課程で学んでいる学生につきましては、引き続きインターンシップで職業体験をやっていただくのですが、なかなか高校3年間の中でも建設業とつながる機会というのが、ごく限られた時間しかありませんので、つながる機会を広げるという意味も踏まえまして、実際に働いている若手技術者との意見交換会を座談会形式で、各学校等で実施する中で、学生の皆さんには建設業の魅力ですとか、やりがいということを感じていただければと考えております。

また、入職後1年から2年目の建設従事者につきましても、働いている建設会社で年齢の差があったり、同期入社という方も少ない状況を考えますと、さまざまな職種や別の会社の同期入社、また同じぐらいの年齢の方が集まる機会を新たに設け、その場で仕事上の悩みや不安などについて意見交換を行うなど、横のつながりを深めていただき、仕事を継続していただけるよう、取り組みを進めたいと思います。

また、その席には高校の進路指導の先生などにも参加していただくことで、自分の学校から卒業した学生の状況をよく理解していただき、今後の進路指導にも生かしていただければと考えております。

また、委員から指摘がありました保護者等につきましては、別途、職業教育の一環として現場見学会や、建設業者で働く方のお話を聞く出前講座などを、中学生と保護者等を対象として新たに実施し、理解を深めていただけるよう、取り組んでいきたいと考えております。

白壁委員

いいことですね。親を巻き込んで教育するというのもいいでしょうし。いずれにしても、建設業で働きたいという人たちをふやすこと。年収の問題もあるんだけど、県内から県外へ出てしまうなんていう若者もいるので、しっかり頑張ってもらって、建設業の技術屋さんの確保、労働者の確保を頑張ってもらいたいと思います。

その下に i-Construction とあって、先ほどこの説明がなかったが、これは具体的にどんなことを、どういうタイミングでやるんだろう。ちょっとお示しいただけますか。

小俣建設業対策室長 i-Construction 導入促進事業につきましては、県でこれまでも ICT の活用工事の普及拡大等を図ってきたところではありますが、まだ十分進んでいないという状況もあります。

来年度におきましては、発注者である行政側、また受注者である建設業や測量設計業者などの関係者が、この i-Construction への理解を深めていただけるよう、活用工事の普及拡大に向け、新しい技術や取り組み事例の勉強会や現場講習会の開催をしたいと考えております。

白壁委員

具体的にどんなことするんだろう。i-Construction というから、専ら重機の遠隔操作をやったり、現場での ICT 活用もさまざまなものがある。今、先進的に行われているところも結構あるが、そういったものかなと思っていただけけど、これは具体的に何をどのようにするんだろう。現場での説明とか、現場での技術、ICT、どんなことをするんだろう。

小俣建設業対策室長 具体的には、現場講習会におきましては、ドローン等によります三次元測量の実施ですとか、三次元で測量したデータを活用いたしまして、ICT 建機による盛り土や掘削という施工の実施など、実際に目で見て体験していただく現場講習会を、今のところ想定しているところでございます。

白壁委員

砂防系などは特にそうだけど、今の時代というのは二次災害、三次災害を防ぐためにも遠隔操作だとか、あとドローンの大型化されたもので遠隔化されて、そこに運搬するとか。

こういうことは、若い人たちには相当興味持ってもらえると思う。3K、4K じゃなくて、こういうことをもっと積極的に行ってもらいたいと思う。ドローンも今、農業でも使っているけど、運搬なども大型ドローンでやっている。

国内で最初にドローンで遠隔操作をやったのは雲仙だったか。そこで、一番にスタートして、あれからもう何十年もたっているが、本格的にこういうものが実施されてきている。だから、ここに力を入れてほしい。120万円では予算的に心もとないけどね。

これから、特に我々のところは富士山を抱えているので、砂防系や防災系も必要なものであるから、積極的にしてもらいたいと思う。いかがでしょう。

丹澤県土整備部長 今、委員から御指摘のあったとおりでございます。i-Constructionは先進技術ではなくて、もうスタンダードにしていくという流れになっております。実は、ここに国でつくったi-Constructionというバッジがあって、これをつけてやれ、と。そういう国の取り組みもございまして、行く行くは、先ほど申し上げたとおり、測量からそういった技術を取り入れて一貫してやるということでございます。

今、山梨県におきましては、現場にICT建機を導入して少しでも省力化しようとか、少しでも安全にしようとか、まだ緒についたところでございますが、まだこれから道のりは長くございますが、しっかり取り組んでまいりたいということで、私どももこれは推進してまいりたいと思います。

これは、先ほど委員から御指摘のありました、最近、新3Kという、給与、休暇、希望と言いますが、やっぱり旧3Kで言われていた安全を確保するという意味でも、無人化施工ということは、もうごく当たり前だということを、先ほど富士山の噴火ということで言われたのかなと思っています。

私もそのような認識を持っておりますが、全国から見ますと、山梨県は若干おくれてございます。これは、やはり大手建機リース会社が近くにないとか、機械の確保が難しいという、いろいろな条件はございますが、今後もしっかり取り組んでいく足がかりとして、この予算を有効に使ってまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第41号 令和2年度山梨県流域下水道事業会計予算

質疑

市川副委員長 74ページの収益的支出です。先ほど説明がありましたけど、この中で減価償却費約51億8,900万円ですけど、これについてはどのような根拠なのか、お伺いいたします。

岸川下水道室長 減価償却費51億円余についてですけども、過去全ての工事設計書などを調査しまして、県がそれまでに取得した資産の取得価額を算定した上で、建物、機械、装置などがありますけども、それぞれ資産ごとに耐用年数に応じて毎年度、同一金額を償却して計上したものであります。

市川副委員長 賞与引当金というのは、どのようなものか。

岸川下水道室長 賞与引当金、特別損失でございますけども、これは令和2年6月に職員の賞与として支給する予定額の支給対象期間であります令和元年12月から令和

2年5月のうち、令和2年度から移行します企業会計におきまして、一般管理事務費等に計上できない当年度の負担に対する支給対象期間であります令和元年12月から2年の3月の4カ月分につきまして、賞与引当金として特別損失に計上したものであります。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第21号 山梨県県道の構造基準等を定める条例中改正の件

質疑

白壁委員 推進計画の中には、時速60キロ以上と書いてあって、推進計画によると時速60キロ以上の道路しか自転車道は設置できないととれる。ほかのところはこういう形にはしないということですか。

飯野道路整備課長 まず、時速60キロでございますが、国の定める構造令でいうところの自転車道を新たに設ける場合の規定でございますが、山梨県の自転車活用推進計画では、この自転車道、それから自転車通行帯、そしてさらに道路の路肩の部分を自転車が走りやすくするため、1メートル以上設けるといった、こういったいろんな施策、いろんな形態を用いて自転車が走りやすくする構造を求めていくこととしております。

白壁委員 ということは、新設の場合にはこうする、既存の場合にはそうではなくて、構造令で決まっているから、そのときには50センチとか75センチのところを走ってもいい、新しくつくるときにはこうする、という意味か。

飯野道路整備課長 そのとおりでございます。

白壁委員 うちのほうにはそういうところがいっぱいあって、50センチぐらいのところ。側溝になっていて、ふたがないところがいっぱいある。道路を走るのが普通だからね、自転車は。歩道を走ってはいけない。歩道はなくて、そういうところがいっぱいあるんだけど、そういうところはとうとうつもりでいるんだろう。

飯野道路整備課長 既に整備され、改築が終わってしまっていて、路肩がない。今、委員がおっしゃったような、ふたもないようなところ。その路肩の部分に、いかに少しでもスペースを確保するかということと、どうしてもそのスペースがとれない場合でも、路肩の部分には、ここは自転車が走りますよ、ということで、矢羽根のような、自転車の通行する部分ですよというような路面標示などを工夫し

て、これはドライバーにも、ここは自転車が通るところですよということを知りやすくするようなことも、あわせて進めていきたいと考えております。

白壁委員

そうじゃなくて、構造令上の路肩の部分があるでしょう。等級によって幅員が違うんだけど、これだとそこを通ると読めるんだよ。新しいところは新しくするよ、それで、バーチカルが1.5%でそのままもって行って、ガッター入れないよ、エプロンつかないよ、そこのところへ1メートルぐらいのところを確保するから、そこは色を変えるとか印つけるよと読めるんだけど、既存のところ、いわゆる路肩にふたがないところだったり、V Sがあったりするところは、新しく直したところは直していくんだけど、ないところがいっぱいある。例えば、河口湖の湖畔にはいっぱいある。ここは自転車で走ろうよとなっているんだね。ああいうところは直すんだろうね。

どうなんだろう。道路整備課なのか、道路管理課なのか、わからないが、そんなところがいっぱいあるんだけど、それが推進計画の中に入っているとしたら、そういうところも改修してくんだろうね。

飯野道路整備課長 既設の道路におきましても、特に自転車の通行が多い場所、それから観光地で、自転車で周遊するような機会の多いようなところに関しましては、路肩の部分を若干なりとも走りやすく改造するような工夫をしていきたいと考えております。

白壁委員

これでいくと、路肩と全部読めるから、本当は路肩じゃなくて道路を走っていい。だから、所によって推進計画の中にもそういうことがちゃんと明記されていればベスト。

ちょっと変な話をしてすいません。バルセロナというところへ行ったらね、バルセロナの市長が公約で、中央分離帯を撤去して、そこに移動型のフェンスを張って、真ん中を通して。これも一つの案だなと思ったね。

例えば、平和通りだって中央分離帯がある。それによって環境が壊れるとか、緑地帯がほしいと言われると困るけど、こういうところの活用というのもありかな、と思った。

飯野道路整備課長 道路の既存の空間として、中央を使うか、端を使うか、または裏道を使うか。いろんなところを自転車が走りやすく、つなげられるような、自転車のための道路整備をしていければと思います。

遠藤委員

さらに細かいところで恐縮ですけども、制限速度60キロ以上というのは、県管理道路でどの程度あるのでしょうか。

飯野道路整備課長 5割はないと思います。

鷹野委員

今の話は県道ということで承知していますが、いずれ計画の中にルートが設定されて、各市町村も当然関連してくるかと思えます。こういう基準を、市町村にどのように落とし込んでいくのか。もしありましたら、お願いしたいと思います。

飯野道路整備課長 自転車活用推進計画の中では、これから県内各地を自転車で周遊できるよ

うに、モデルルートの設定ということを考えております。当然、この中には県が管理している道路ばかりではなく、市町村等も、それから国の管理する道路も入ってまいります。

今後、このモデルルートの設定につきましては、今、県内の各地域を、9つのエリア分けを想定しておりますが、そこで部会を設けまして、ここには観光や自転車関係団体の方などをメンバーといたしまして、さらにそこには道路管理者である国や市町村といった方々にも入っていただいて、モデルルートの設定を進めてまいります。

鷹野委員 ぜひ市町村も協力していただくようにしていただいて、この自転車活用推進計画が本当に素晴らしい「サイクル王国やまなし」につながるように、ぜひ積極的に推進をお願いしたいと思います。

飯野道路整備課長 誰もが安全で快適に走って楽しめるような、そういったモデルルートの設定を、県、市町村、国も一緒になって進めてまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第22号 山梨県流域下水道の設置に関する条例改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第45号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第9号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」

について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

続けて、執行部から「社会資本整備重点計画」について報告をしたい旨の報告があり、計画の内容について説明を受けた。

質疑

(地震等に伴う流域下水道のマンホールの浮上防止策について)

鷹野委員

先ほどもいろいろお話いただいておりますけど、近い将来の南海トラフとか直下型の地震等がある中で、流域下水道のマンホール等がたくさんあるかと思っておりますけど、浮き上がり等があった場合、緊急車両や災害復旧活動に支障がないか、心配しているところでもあります。流域下水道のマンホールの浮上防止策は現状どうなっているか、御説明をお願いします。

岸川下水道室長

県では、山梨県流域下水道総合地震対策計画を策定しました。それに基づいて、現在管理しています流域下水道のマンホール、総数が3,079基ございます。それに対しまして、対策が必要な208基について浮上防止対策を実施してきました。

進捗状況としましては、今年度末までに196基、99.6%が完了する予定としておりまして、残る12基につきましては、令和7年度までには完了する予定となっております。

鷹野委員

大分進捗もしていて、もう終わりつつあると思うんですけど、そういう中で、地域によっては地盤が弱く、液状化が発生してマンホールが浮上するのではないかという心配があるんですけども、その辺の状況はいかがでしょう。

岸川下水道室長

昭和町などでも、液状化する場所があります。特に昭和町で言わせていただきますと、釜無川流域下水道は1号幹線と6号幹線の2つが入っておりまして、1号幹線には11基、6号幹線には20基、合わせて31基のマンホールがあります。

先ほど申しました耐震診断を行っておりますけども、それによりますと、マンホールが大体5～8メートルぐらいの深さに入っておりまして、そのほとんどが液状化しない地層部に入っているということで、浮上防止対策は必要ないという結果になっております。

鷹野委員

では、大丈夫だという理解でよろしいですかね。

それで、私どもの町では、下水道施設の情報を電子化して管理しております。住宅地図等、管の大きさ、種類など、具体的にシステムを導入して管理しているんですけど、県では、流域下水道のマンホールの管理等は、具体的にどのようにしているのか。

岸川下水道室長

下水道の管理についてですが、現在、山梨県地理情報システム、いわゆる統合GISというものがあまして、それに管路とマンホールの位置を落としておりまして、それで場所を確認し、詳細な情報については、紙ベースの下水道台帳等により管理を行っております。

鷹野委員 一部は紙ベースというお話ですが、県でも、具体的に施設の位置情報とか、詳細な情報が管理できるようシステムを導入して、迅速な対応ができるようにすることが必要ではないかと思えます。そのような管理をしていくことについて、どのように考えているか。

岸川下水道室長 下水道においては、平成30年度から、現在紙ベースである施設情報等の電子化を図っております。今後、それらの情報と、先ほどの位置情報とリンクさせた、迅速かつ効率的な管理について検討していきたいと考えております。

鷹野委員 今からやっていくということではありますが、いつまでに進めるとか、何か具体的にあるのでしょうか。

岸川下水道室長 平成30年度から、下水道室では、長寿命化計画にかわるストックマネジメント計画を令和2年度につくる予定としております。それに合わせて、今、電子化を図っておりますので、それができたところで、先ほどの位置情報とどのようにリンクさせていけばいいのか、どういう位置情報を統合型GISに入れるべきなのか、それとも、また新しいシステムとして管理していくものをつくっていけばいいのかなど、検討させていただきながら、迅速かつ効率的な管理を行っていきたいと考えております。

(災害からの迅速な都市復興のための準備について)

藤本委員 2点お伺いします。

1点目は災害からの迅速な都市復興のための準備について、お伺いします。県では、平成27年に山梨県都市復興ガイドラインを策定したと思えますが、そこでは、都市復興に向け災害後の被災状況の把握や分析から復興計画の策定、また、復興事業の実施に至るまでの行動手順と留意点などが示されています。

そこで、まずどのように都市復興に関して事前に取り組んでおられるのか、お聞かせください。

若尾都市計画課長 都市復興ガイドラインですが、今、委員からお話がありましたとおり、県では、平成27年にガイドラインを策定しております。内容は、市街地において大規模な災害が発生した場合に、住宅密集地や、あと狭隘な道路など、これまでもその都市が抱えていた問題に対応するために、土地区画整理事業などを導入しまして、災害に強い新たなまちづくりを行うための行動手順や留意点などを取りまとめたものになります。

主に市町村の都市計画担当者に向けたガイドラインとなっております。このガイドラインを各市町村に配付しまして、事前の取り組みが進むよう、周知を図っているところであります。

藤本委員 周知を図っているということですが、平成30年度、県が実施した防災意識に関するアンケート調査によりますと、県民自身がどのような自然現象などで被害を受けることを想定しているかという問いに対して、まず地震が91%で、次に暴風雨が55%、3番目が大雪と48%となっています。

そこで、多くの県民が自然災害による被害を想定していることがわかりますが、どの程度の県民が、被災後の復興についての流れをしっかりとイメージできているのか、私はとても疑問に思います。今後、県として、事前復興にどの

ように取り組むのか、今後の展開についてお聞かせください。

若尾都市計画課長 都市復興ガイドラインについては、主に地震など、大規模に家屋が倒壊したような状況のときに、新しいまちづくりをどのようにしていくのかということ、事前にイメージしながらトレーニングしていくといったことで、市町村への周知を図っております。

市町村への周知につきましては、これまでも定期的に、年1回程度になるんですけども、市町村の都市計画担当者を対象としまして、このガイドラインに基づいた模擬訓練、図上訓練になりますが、そちらを実施しまして、事前の準備に努めているところであります。

藤本委員 ぜひ、今言われましたように、これからいろいろな災害リスクを想定して、県、市町村、事業者、学校や自治会など、県民自身が一丸となれるように、県のそういった地域密着の取り組みを期待いたします。

若尾都市計画課長 引き続き、こういった模擬訓練を継続して実施することによりまして、市町村の理解が進み、いつ起こるかかわからない災害に対しまして、事前の準備や、イメージするといった取り組みが進むよう努めてまいります。

(新型コロナウイルス感染症に伴う工期等への影響について)

藤本委員 もう一点お伺いいたします。新型コロナウイルス感染症が発生していますが、県土整備部所管の事業、例えば工期中での事業の完了等に影響が出そうところは、現在、県に上がってきているのかどうか。現状について教えてください。

有泉技術管理課長 新型コロナウイルスに関しましては、その拡大を防止する観点から、県でも通知を出して事業者呼びかけをしているところであります。

一番の影響というのは、中止や工期延期になるといった事例と考えておりますけれども、現在のところ、工事と委託におきまして15件程度の工期延期の申し出が出ているという状況です。

藤本委員 15件程度出ているということで、これから徐々に1週間、2週間という形で終息すると思うんですけど、どうなるかというのは、はっきりわからない状況だと思います。長期にわたって終息に向かわないということも十分想定しておくべきだと思うんですけど、総合的に見た場合に、発生が拡大していくということも考えられると思います。県として、事業の進捗など、柔軟に対応できるように期待していますが、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

有泉技術管理課長 現在行っている工期の延期につきましては、短期間の、2週間程度の工期延期ということで行っております。行く行く拡大も懸念されますが、請負者と常に情報を密にして、そういう事例が発生した場合には、すぐに報告されるような措置をとっております。そういった措置により情報をキャッチして、円滑に工事を進められるよう対策をとっていきたいと思っております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告書については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 1月31日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

土木森林環境委員長 宮本 秀憲